

議長の不信任に関する動議

上記の動議を提出する。

平成29年10月19日

提出者

大 沢 真 一	渡 部 茂
本 多 健 信	伊 藤 昌 宏
石 田 秀 男	横 山 由 香 理
鈴 木 真 澄	渡 辺 裕 一
鈴 木 博	高 橋 伸 明

品川区議会議長 松 澤 利 行 様

議長の不信任に関する動議

本区議会は、下記の理由により松澤利行議長を信任しない。

記

(理由)

議長不信任動議の提出理由を説明します。

議長に対して、5月の臨時会前に、今回の提出者全員から議長と荏原消防団長の兼職はするべきではないとの意見が出されました。

以下、理由を述べます。

特別区消防団の災害活動に関する規程の第17条において、「消防署長は当該地区消防団長を通じて、火災、震災、その他の災害等における消防活動を迅速かつ効果的に行うため、消防機関相互の指揮系統の一元化を図るとともに、連携を強化して当該地区消防団の活動機能を十分に発揮させるものとする」とされて

います。そして大災害発生時は、署隊本部と団本部が設置され、消防団長は団本部長として指示命令・情報伝達・災害報告等の総責任者となることが決められています。

議会においては、品川区議会地震等災害対策本部設置要綱第3条第2項に「本部長は議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する」とされています。第7条第2項では、「本部長は必要に応じて、区対策本部に要請を行う。第8条では、本部長は必要があると判断した場合は、速やかに全員協議会等を開催する」とされています。

以上のことから、大災害発生時には双方の本部に出席することとなり、消防団長、議長、共に重要な役割を担います。従って、実質的に兼職は出来ません。しかしながら、議長からは「臨時会終了後6月には消防団長を辞職するので議長として活動させて頂きたい。」との発言が提出者全員の前であったため、早急に消防団長を辞職することを前提に、候補者として選定を行いました。5月26日の臨時会において、賛成者多数で議長に選任されました。その際、他の議員から「兼職で大丈夫なのか。」との意見がありました。その後、7月、8月、9月と、提出者が当初の議長の発言について協議をして参りましたが、協議の都度、本人の考えに変化があり、「辞める意志はない。」など予期せぬ発言もありました。現在は、口頭での約束を反故にする状態が続いています。この間も本来、議長として出席すべきところを団長として出席し、副議長の代理出席や、また議長として出席し、消防団幹部の代理出席など、出席議員からも疑念の声があがりました。すでに弊害が出ています。

そして、今年10月に議長から荏原消防団所属の議員に対し、二足のわらじの公務が重なり、代理出席が多くなり、12月末日付で消防団長の職を辞する旨の文書が、賛成者等に連絡相談もなく送付されました。文書到着と時期を同じにして、消防団員や区民の複数の方から「議会はどうなっているのだ。」と問い合わせがあり、辞職は「会派に辞めさせられた。」など、事実と違う発言を区民にしていたことが分かりました。さらに、5月の時点で、消防団長を辞職する決断をしていたことも区民の方々に全く伝えていませんでした。議員のみならず区民の皆様に対する不誠実な行動は看過出来ません。また、二足のわらじの公務が重なり代理出席が多くなったからなど、区議会を代表する本来の議長の職責を果たしていません。この間、大震災がなく、幸いでしたが、いつ何時、大災害が来てもおかしくない中、議長としての職責を分からないばかりか、兼職が実質的に出来ない事を理解していない議長がこのまま職務にあたることは、区民に対し

て不利益であります。

このようなことから提出者一同、議長不信任動議提出という大きな決断をいたしました。

皆様にもご理解を頂き、議長不信任動議を可決して頂きますことをお願いし、提案説明とします。よろしくお願いいたします。

以上